

鹿児島県立喜界高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年5月

鹿児島県立喜界高等学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。

教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしながら、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、該当生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止、早期発見、対処、教職員の資質向上、地域や家庭、関係機関との連携については、「いじめ防止対策推進法」と「鹿児島県いじめ対策基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していく。

（1）未然防止のための取り組み

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動を通して、保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

（2）早期発見のための取り組み

- ・ 生徒いじめアンケート調査
- ・ 教育相談を通じた学級担任及び関係職員による生徒からの聴き取り調査
- ・ スクールカウンセラーの活用

（3）早期解決のための取り組み

- ・ いじめを発見、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせる。
- ・ いじめの相談を受けた場合はすぐに事実の有無を確認する。
- ・ いじめに対して、はやし立てたり、同調した生徒に対しても行為自体を確認させた上で指導と、その保護者への助言指導を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発の防止を行うために、いじめを受けた生徒・保護者の支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言指導を行う。場合によっては「いじめ防止対策委員会」を開催し、スクールカウンセラーを活用する。

【鹿児島県立喜界高等学校いじめ防止基本方針】

【いじめ問題への学校の目標】

人間尊重に根ざした心の教育の実践の中で、いじめをしない、いじめを許さない生徒の育成に努める。

【いじめ防止対策委員会】

〔内容〕・年間を通した取組等についての検討

- ・いじめ問題の未然防止，早期対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修

〔構成〕校長，教頭，教務部主任，生徒指導部主任，保健部主任，養護教諭，
(該当する生徒の学年主任，担任)，警察署派出所所長，喜界中学校校長

【PTAとの連携】	【学校の取組】	【関係機関との連携】
○PTA総会 ○学年，学級PTA	○未然防止 ・学校行事を通した人間関係作り ・生徒会によるいじめ防止活動 ○早期発見 ・無記名アンケートの実施 ・教育相談の充実 ○対応 ・被害者へのケア，加害者への適切な指導 ・スクールカウンセラーの活用	<県教育委員会との連携> ○指導主事の派遣及び助言 ○いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○研修等への講師派遣 <警察> <児童相談所> <町の福祉部局>

1 学期	2 学期	3 学期
○いじめに関するアンケート ○学校楽しいーと ○教育相談 ○いじめ問題を考える週間 ○職員研修 ○統一LHR（いじめ防止） ○いじめ防止対策委員会 （校内，校外）	○いじめに関するアンケート ○学校楽しいーと ○教育相談 ○いじめ問題を考える週間 ○いじめ防止対策委員会 （校内）	○いじめに関するアンケート ○学校楽しいーと ○教育相談 ○いじめ防止対策委員会 （校内，校外） ○いじめ防止啓発ポスター作成（生徒会）